

(32) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進

文部科学省において、不登校児童生徒への対応に際して、中核的な機能を果たす教育支援センター（適応指導教室）などの整備充実を促進するとともに、「生徒指導・進路指導総合推進事業」において、不登校などの問題を抱える児童生徒の支援のために効果的な取組について、子どもの状況の把握の在り方、関係機関とのネットワークを活用した早期からの支援の在り方などの観点から、調査研究を引き続き実施している。

(33) 犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進

文部科学省において、問題行動を起こす個々の児童生徒に着目して的確な対応を行うため、学校、教育委員会、関係機関からなるサポートチームの組織化など、地域における支援システム作りを行い、警察庁と共催による「問題行動に対する連携ブロック協議会」を開催し、各地域における効果的な取組の普及を図っている。

また、「生徒指導・進路指導総合推進事業」において、いじめや暴力行為などの問題を抱える児童生徒の支援のために効果的な取組について調査研究を実施している。

さらに、児童生徒の抱える問題に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費を補助し、教育相談体制の充実を図っている。

(34) 日本司法支援センターによる長期的支援

法テラスにおいて、被害を受けた時からの時間的経過の長短を問わず、情報提供などを通じた支援を行っている。

(35) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等

外務省において、海外で邦人が犯罪被害者となった場合に在外公館（大使館、総領事館）が提供している問題解決に資する情報（現地の弁護士や通訳者のリストなど）・支援について、より広く周知を図るためパンフレット「海外で困ったら～大使館・総領事館のできる～」、「海外安全虎の巻～海外旅行のトラブル回避マニュアル～」を改訂・増刷の上、全国の都道府県旅券事務所や在外公館などに配布するとともに、海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）に掲載し、より多くの国民がこれらの情報入手しやすくなるよう努めている。

また平成19年12月より、「海外で困ったら～大使館・総領事館のできる～」のフラッシュ動画を海外安全ホームページに掲載している。

今後とも、パンフレットの改訂・増刷や海外安全ホームページでの広報などを通じ、海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報をさらに分かりやすくするとともに、国民が事前にこれらの情報を得る機会が増加するよう取り組んでいく。

警察庁において、外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者や日本国内の遺族等に対し、国内での支援に関する各種情報の提供や帰国時の空港等における支援など適切な支援活動に努めている。



提供：外務省ホームページ



《基本計画には盛り込まれていないが、基本法・基本計画を踏まえ、実施しているもの》

(36) 「NPO ポータルサイト」による情報取得の利便性確保

内閣府において、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人などの情報を検索により取得可能とする「NPO ポータルサイト」の管理・運営を行っている（内閣府NPOホームページ：<https://www.npo-homepage.go.jp/>）。

(37) 犯罪被害者等への訪問・連絡活動の実施

警察において、犯罪被害者等からの要望がある場合には、交番・駐在所の地域警察官が犯罪被害者等を訪問し、被害の回復、拡大防止などに関する情報の提供、防犯上の指導連

絡などを行っている。また、被害の態様などによっては、必要に応じて、パトロールや女性警察官による訪問・連絡活動などを行っている。

警察庁において、平成19年2月に地域部門と事件捜査部門の連携強化や警察署長などを責任者とする指導監督体制を盛り込むなどの改正を加えた「地域警察官による被害者への訪問・連絡活動実施要領」を各都道府県警察に発出しており、同要領の効果的運用を指示している。

(38) 犯罪の発生直後からの総合的・横断的な支援活動の展開

警察において、犯罪被害者等早期援助団体や被害者支援連絡協議会をはじめとする関係機関・団体、関係省庁などとの連携を図り、犯罪の発生直後から、被害の回復・軽減、再発防止などのための支援活動が総合的・横断的かつ充実して展開されるよう努めている。

(39) 被害者支援員の配置

検察庁において、被害者等に対し、よりきめ細かな配慮を行うため、犯罪被害者等の支援に携わる「被害者支援員」を配置し、特に大規模庁においては、常時複数名を配置している。

被害者支援員は、犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面などの支援を行っている関係機関や団体などを紹介するなどの支援活動を行っている。

(40) 被害者ホットラインの設置

検察庁において、犯罪被害者等による電話やファックスでの被害相談の受付のため、地方検察庁本庁に、被害者相談専用電話であるホットラインを置き、被害者支援員などが電話対応をしている。

(41) 犯罪被害者等からの各種人権相談への対応

法務省の人権擁護機関において、各種人権相談への対応を実施している。法務局・地方法務局やその支局で開設している常設相談所や社会福祉施設などで開設する特設相談所においては、犯罪被害者等からの人権相談に応じており、常設相談所の電話番号を全国共通化するなど相談しやすい環境の整備に努めている。また、犯罪被害者等である子どもや女性については、専用相談電話「子どもの人権110番」(P79(16)『『子どもの人権110番』及び人権擁護委員の活用・充実』参照)や「女性の人権ホットライン」を設置するとともに、全国一斉の「子どもの人権110番」強化週間や「女性の人権ホットライン」強化週間を実施するなどの相談体制の充実に努めている。加えて、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施しており、さらには、全国8か所の法務局・地方法務局に英語や中国語などの通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を開設するなど、幅広く犯罪被害者等からの人権相談に応じている。

このほか、法務省の人権擁護機関では、全国の小中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOS ミニレター」(便箋兼封筒)を配布して、犯罪等による被害を受けた子どもの悩みごとの把握に努めているほか、法務省のホームページ上に「インターネット人権相談受付窓口」を開設して、パソコンや携帯電話からインターネットでいつでも相談を受け付ける体制を整備するなど、更なる犯罪被害者等への相談体制の強化を図っている。

平成23年中における犯罪被害者等からの相談件数は372件であった。

(42) 人権侵犯事件の調査及び処理等

法務省の人権擁護機関において、人権相談などで犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、その結果、人権侵害の事実が認められれば、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図っている。

平成23年中に取り扱った犯罪被害者等に対する人権侵犯事件は18件であった。

(43) 被害者連絡の実施

海上保安庁において、犯罪被害者等に対し捜査や公判に支障を及ぼしたり、関係者の名誉などの権利を不当に侵害するおそれのある場合を除き、当該事件の捜査の経過などを通知している。

(44) 犯罪被害者等支援主任者の指定

海上保安庁において、犯罪被害者等の支援、関係機関との連絡調整を行う犯罪被害者支援主任者を部署ごとに指定し、犯罪被害者等の個々の具体的な事情を把握し、その事情に応じ犯罪被害発生直後から犯罪被害者等へ必要な助言、情報提供などを行うとともに、具体的な支援の説明を行うなど、犯罪被害者等への経済的・精神的負担の軽減に努めている。

(45) 支援制度に関する情報提供

海上保安庁において、ホームページで犯罪被害者支援制度に係る周知を図るとともに犯罪被害者等支援に係る業務を専門的かつ総合的に取り扱う警務管理官の指導の下、犯罪被害者等支援主任者に指名された海上保安官により、関係機関との連携・情報提供などに努めている。

コラム8

公共交通事故による被害者等への支援

1 経緯

公共交通事故による被害者等への支援については、一義的には事故を起こした公共交通事業者により損害賠償等がなされるものですが、事故状況や事故原因に関する情報提供や心のケアなどの被害者・家族支援の在り方を国としても検討してほしいとの要請が、航空事故、鉄道事故の被害者や御遺族の方々から継続的に行われてきました。

このような声を背景に、平成20年、運輸安全委員会の設置等を内容とする、国土交通省設置法等の一部を改正する法律案の国会審議の際に、「航空事故、鉄道事故又は船舶事故の被害者等に対する支援の重要性にかんがみ、これまでの事故に関する経験や知見を生かし、関係行政機関等の密接な連携の下、総合的な施策の推進のために必要な措置を検討すること」との附帯決議がなされました。

これを受けて、国土交通省では、平成21年度から、富田信穂・常磐大学人間科学部長を座長とし、被害者団体、有識者等をメンバーとする「公共交通における事故による被害者等への支援のあり方検討会」を開催しました。

「公共交通における事故による被害者等への支援のあり方検討会」有識者委員名簿

氏名	所属等
垣本 由紀子	立正大学大学院心理学研究科非常勤講師 医学博士、日本ヒューマンファクター研究所 〔人間工学〕
下村 誠治	TASK（鉄道安全推進会議）副会長 特定非営利活動法人阪神淡路大震災「1.17希望の灯り」副理事長
高木 慶子	上智大学特任教授・同学グリーンケア研究所所長 生と死を考える会全国協議会会長 博士（宗教文化）
富田 信穂	常磐大学教授 人間科学部長 社団法人いばらき被害者支援センター理事長 特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク副理事長 〔犯罪学、被害者学〕
中島 聡美	独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 成人精神保健研究部 犯罪被害者等支援研究室長 精神科医師、医学博士、臨床心理士
林 春男	京都大学防災研究所巨大災害研究センター長・教授 〔社会心理学（災害時の人間行動、防災心理学）〕
美谷島 邦子	8.12連絡会事務局長 精神保健福祉士
大久保 恵美子 (平成21年度のみ)	特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク副理事長 社団法人被害者支援都民センター理事 保健師

※所属等は検討会当時のもの。

2 平成21年度における調査

検討会では、まず平成21年度に、過去に発生した4つの公共交通事故（JR西日本福知山線列車脱線事故、信楽高原鉄道衝突事故、日本航空123 便墜落事故、中華航空機140 便墜落事故）の被害者や家族に対しアンケート調査を実施し、事故発生時における支援ニーズの把握を行いました。

また、平成17年4月25日に発生したJR福知山線列車脱線事故について、支援に当たった救急・医療機関、「心のケア」担当組織、行政防災担当部局に対し、被害者等支援実施側から見た課題のヒアリング調査を実施しました。また、過去の大規模事故に関わった事業者からも、

支援の実施状況や課題についてヒアリングを行ったほか、犯罪被害者支援を始めとした、関連分野の被害者支援の内容・体制等の調査を実施しました。

さらに、米国における運輸等の事故被害者支援を行っている国家運輸安全委員会（NTSB：National Transportation Safety Board）の運輸災害支援オフィス（TDA：Office of Transportation Disaster Safety Board）を始めとした関係機関・組織について、現地においてヒアリング調査等を実施しました。

これらの調査で得られた被害者等の支援ニーズや、支援者、事業者等の支援の課題の要点についてまとめると、以下のとおりです。

- ① 公共交通事故の被害者等（直接の被害者、家族・親族）を取り巻く状況は一人一人異なり、また抱える困難も異なるため、求めるニーズもそれぞれ異なるということを認識することが大事である。
- ② 被害者等に対して、適切なタイミングで適切な内容の情報が提供されることが重要である。その際、関係機関が適切に連携すること、迅速かつ正確な情報提供を行うことが大事である。また、被害者等の多くは、なぜ事故が起きたのか原因を知りたいという気持ち強いことに配慮が望まれる。
- ③ 被害者等に対して、生活面、経済面、心身面などの多様なニーズに対して、総合的な支援が行われることが望まれている。その際、関係者が連携して支援を行うこと、事故後間断を置かず支援が提供されること、継続的かつ安定的に支援が提供されることが重要である。
- ④ 突然の不幸や悲慘な現場に直面する被害者等に対し、十分な精神面での支援がなされることが重要である。専門家による精神的な診療・治療・カウンセリングだけでなく、すべての関係者が被害者等の心情に配慮した対応に努めること、激しいマスコミ取材から保護されること、事故の原因が究明され、今後の再発防止が図られること、同じ悲しみを持つ被害者同士の支え合いや情報交換などが、被害者等の心の回復にとって大きな要素である。

なお、平成21年度の調査結果の詳細については、国土交通省ホームページにおいて公表しています。

3 平成22・23年度における検討

平成22年度から23年度にかけては、21年度に実施した調査結果を踏まえ、支援の内容や関係機関の役割分担の在り方、被害者等への一元的な窓口機能の在り方、そのために必要とされる制度の在り方等について検討を行いました。その上で、平成23年6月、検討会としての取りまとめを行いました。

この取りまとめでは、まず、被害者等への支援の在り方の原点は、「被害者等に寄り添う」ことであることを示しつつ、情報提供についての課題、事故発生時における課題、被害者等が再び平穏な生活を営めるようになるまでの課題について整理しました。

そして、被害者等支援を行うに当たり求められる対応として、

- ① 「被害者等に寄り添う」という被害者等支援の考え方の原点に立って、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づく交通安全基本計画及び国土交通省交通安全業務計画において、国土交通省が公共交通事故による被害者等への支援の確保を行うことを明確にし、事故発生時から中長期にわたる被害者等への支援の確保のための具体的活動、交通事業者による被害者等に対する支援計画の策定等の施策を掲げ、これらの施策を実施するための体制整備を進める旨を規定すること
- ② また、同じく「被害者等に寄り添う」という被害者等支援の考え方の原点に立って、災害

対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく防災基本計画及び国土交通省防災業務計画の、事前の「災害予防」フェーズ、事故発生時の「災害応急対策」フェーズに、国土交通省による被害者等への支援に関する具体的な役割と活動を明記すること

- ③ 事故被害者や家族等に対する必要な支援項目等を掲げたICAO（国際民間航空機構）のガイダンスや、米国、EU、豪州等の例にあるように、事故被害者や家族等に対し、交通事業者がどのようなサポートを行うかについて事前にその計画を定めることを求める「交通事業者による被害者等に対する支援の事前措置（Family Assistance Plan）」を我が国の実情に応じて導入すること。その際、事業者による計画作成のための指針となるガイドラインを国土交通省で策定し、事業者における自主的な計画作成を促進すること
- ④ 国土交通省において、公共交通事故による被害者等への支援のための専門的な組織を設けること。同組織は、平時においては、これまでの公共交通事故による被害者等への具体的な支援を確保するための活動に当たるとともに、i) 支援に当たる職員による活動のための体制の整備と運営マニュアル等の策定、ii) 支援に当たる職員に対する研修・教育の企画立案・実施、iii) 必要な訓練の企画立案・実施、iv) 関係行政機関、日本赤十字社、民間支援団体、自助グループ等とのネットワーキングを行い、体制の充実・強化に努める必要がある

などの見解が示されたところです。

4 平成24年度以降の取組

検討会の取りまとめを受けて、国土交通省は、公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、24年4月、公共交通事故被害者支援室を設置しました。同支援室では、①万が一、公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能等を担うことを目指して、今後、支援に当たる職員に対する教育訓練の実施、業務マニュアルの検討、外部の関係機関とのネットワークの構築、交通事業者による被害者等支援計画の策定促進等を進めていくこととしています。

なお、公共交通事故被害者等支援を行うための人的・組織的基盤を一朝一夕に整えることは困難であり、犯罪被害者支援における経験・知見の蓄積等を参考としつつ、可能な施策から、順次着実に取組を行っていくこととしています。